

広報 NO. 70

いっか



早朝の昆布漁 (鹿部沖)

8月号

● 一般会計補正予算など 原案通り可決

(第4回臨時議会)

昭和48年鹿部村議会第4回臨時議会は7月19日午前10時開会され、一般会計補正予算など議案4件上提、原案通り可決し、同日終了しました。

【議案】

▶一般会計補正予算

48年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ36,671千円を追加し、歳入歳出それぞれ622,918千円としました。

(歳入)

- ▷村税 3,171千円追加
- ▷道支出金 8,000千円追加
(村道本別海岸線舗装事業費補助金 8,000千円)
- ▷寄附金 20千円追加
- ▷繰入金 17,280千円追加
(財政調整基金繰入金)
- ▷村費 8,200千円追加
(本別海岸線舗装事業に伴なう起債 8,200千円)
- (歳出)
- ▷総務費 24千円追加

(村税過誤納償付金)

- ▷民生費 20千円追加
(児童館備品購入費)
- ▷農林水産業費 119千円追加
(水産関係使役人夫賃金73千円漁港航空写真撮影負担金46千円追加)
- ▷土木費 19,700千円追加
(村道本別海岸線舗装工事請負費19,000千円、折戸川公営住宅団地車庫、物置新築工事700千円追加)
- ▷教育費 13,808千円追加
(教育委員会自動車(中古)購入 310千円、中体連出場負担金 165千円、幼稚園新築工事請負費12,473千円、社会教育関係 320千円追加など)
- ▷災害復旧費 3,000千円追加
(大岩地区船揚場先岩石除去工事、中の川左岸護岸補修、本別地区宮森前護岸嵩上補修など)

▶ミンク飼育事業特別会計補正予算

48年度ミンク特別会計に歳入歳出それぞれ6,850千円を追加し

歳入歳出それぞれ48,812千円となりました。

(歳入)

- ▷財産収入 2,670千円減
(ミンク売払代 2,670千円追加)
- ▷繰越金 9,520千円追加
(前年度繰越金)
- (歳出)
- ▷飼育費 3,502千円追加

水の事故をふせごう

鹿部小学校

▷水泳はきまりを守って
いよいよ本格的な夏がやってきました。毎年7月から8月にかけての2ヶ月は、海や川で水泳や水遊びなどにより死亡する人が1年中でももっとも多い季節です。

おたがいにきまりを守って、事故のないたのしい夏を過ごしましょう。

▷水泳禁止場所

常呂川口、鹿部漁港、旧福井屋の下浜、鹿部川口、宮浜高森の下、折戸川口、本別漁港出来瀬の沼、森の浜

▷泳げる時間

午前10時～午後4時まで

▷水泳前の準備

- 耳あかをとる、手足のつめは良く切っておくこと。
- 行き帰りは帽子をかぶる。
- 鼻をかむ
- 準備体操をする

▷水泳中の注意

- いきなり飛びこまず頭、胸を冷やしてから入る。
- 悪ふざけやおぼれたまねをしない。
- 水に入る時間は1回15分～20分以内。
- 時々頭を冷やす。

▷水泳後の注意

- 耳の水をよく出す。
- きれいな水で体をあらう。

(食糧費 200千円、ミンク生産組合購入飼料代 220千円、ミンク生産組合より購入分種苗代金 2,267千円、ミンク毛皮代金 833千円加)

▷諸支出金 3,348千円追加
(ミンク生産組合償還金 3,348千円追加)

▶ミンク共同飼育事業損益配当基準に関する条例を廃止する条例の制定

昭和42年鹿部村条例第1号をもって発布された同条例を48年7月31日より廃止しました。

▶鹿部村畜犬取締及び野犬掃掃とう条例の一部を改正する条例の制定について

昭和24年条例第3号をもって発布された同条例を(野犬掃とう)に係る部分のうち、けい留されていない犬は「畜犬であることが明らかなもののほかはすべて野犬とみなす」とあるのを、「けい留されていない犬は、畜犬であってもすべて野犬とみなす」に改められました。この条例は48年8月1日より施行されます。

- 必ず洗顔する。
- ぬれた水着を長く体につけておかない。
- 冷めたい飲みものや暴食をつつむ。

▷その他の注意

- 浜でたき火をしない。
- 浜をちらかささない。
- ごみのしまつをする。
- 船に上ったり、船の道具を持ち出さない。
- ▷次の場合は水泳を禁止します
- 食事直後
- 空腹のとき
- 疲労しているとき(寝不足のとき)
- けがをしているとき
- 水温24度以下、気温25度以下のとき
- 荒天、波の高い日

特別土地保有税、 についてのお知らせ

このたび、税法の改正により新たに市町村税として「特別土地保有税」が創設されました。

「特別土地保有税」は土地の投機的取得を抑制することを目的としていますが、そのあらましをお知らせします。

区 分	土地の取得	土 地 の 保 有
納税義務者	昭和48年7月1日以後の取得者	昭和44年1月1日以後に取得した土地を持っている人
課税標準	土地の取得価格	左に同じ
税 率	3 / 100	1.4 / 100
免 税 点	10,000平方メートル未満	左に同じ
非 課 税	農林漁業を営む人で政令で定めのあるもの	左に同じ
施行期日	昭和48年7月1日	昭和49年度より（昭和49年1月1日現在、10,000平方メートル以上の保有者）

1. 徴収方法 申告納付は

- (1) 取得 1年間に基準面積（10,000平方メートル）以上の取得者
 - (2) 保有 毎年1月1日において基準面積以上の所有者
- なお、くわしいことは税務課におたずね下さい。

第5次漁業センサス調査にご協力下さい

（8月1日～準備調査）

ことしは漁業の国勢調査といわれる漁業センサスが11月1日に実施されます。この調査に先だって、正しい

調査対象漁家をは握するために8月1日現在で準備調査が実施されます。

この調査は漁業の基本的生産構造、就業構造および背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善

等水産行政など諸施策の基礎資料を整備することを目的として5年に1度実施されるものです。

8月1日より調査員が村内各世帯を訪問いたしますので調査に対するご協力を願います。

花火は夏の風物詩としての私たちを楽しませてくれます。

しかし花火は火力が強く使用上の注意をあやまると火災や爆発による事故を起します。

花火遊びをするときは次のことに注意しましょう。

▷花火は大人と一緒に、又水を用

花火による事故をなくしよう

意し、燃えガらは完全に消しましょう。

▷一度にたくさんの花火に火をつけないようにしましょう。

▷花火は人や家に向けてたり、狭い場所でないこと。

▷風の強い時や燃えやすいものの

あるところでないこと。

▷花火をポケットに入れたり、

ほぐしたりしないこと。

▷吹出し、打上げなどの筒物花火は火が消えても筒をのぞかないこと。

▷花火に書いてある遊び方を良く読んで守るようにしましょう。

個人事業税（第1期分）の

納期限は8月31日です

納期内 完納にご協力ください

渡 島 支 庁

私たちの国保

私達が毎日の生活をつづけていく上で、心配なことの一つに家族のどれかが病気になったり、ケガをしたときの医療費のことがあります。

昔、家族に長期の病人がでると何もかも売り払い、医療費につき込み貧乏のどん底に落ちこむというケースがしばしばありました。

病気になっても医療費が支払うことができず、医者にかかれないうと云うことがあっては大変です。

このようなことのないよう日頃からみんなが、それぞれの収入に応じてお金をだしあい、それを医療費にあてる……これが国民健康保険の制度です。

—国保の仕事—

国保の仕事は、私達が病院にかかったときの医療費を負担します。私達が国保で病院にかかると、その医療費の3割を自分で支払い、残り7割を国保が支払います。その他、国保はお産のあったときの助産費(1万円)葬祭費(5千円)なども支給してくれます。

—1人1人が被保険者—

国保に加入し、保険税を払って保険の利益をうける人を被保険者といいます。国保は世帯ご

とに加入して、1世帯に1枚の「被保険者証」が交付されます。これによって病院で受診するわけです。

—14日以内に届出を—

世帯主は、自分の世帯の被保険者の資格に異動のあったときは、14日以内に届出をしなければなりません。

▷加入する場合(取得届)

- 転入したとき
- 社会保険(職場の健康保険)をぬけたとき
- 子供が生れたとき

—保 險 税—

国民健康保険制度を維持していくためには、みなさん方の保険税が基本となります。

保険税は前年の所得と固定資産税及び家族の人数によってき

—国民健康保険税率の改正—

区 労	税 率	備 考
	48年度	
所得割	7.5 / 100	前年の所得から今年は16万円差引いた金額
資産税割	40 / 100	土地家屋の固定資産税額
均等割	1,600円	1人当りの金額
平等割	4,500円	1世帯当りの額

められます。

年度の途中で加入した場合や国保をやめたときは、その届出によって保険税を計算します。届出がおけると、さかのぼって保険税を納めなければなりません。保険税を納めることは、被保険者の義務であり、もしこれをおこたると国民健康保険制度が崩れてしまいます。保険税は納期どおり納めましょう。

—医療費と国保—

医療費は年々ふえつづけています。そのため国保の財政は非常に苦しくなっています。

その原因として、医療費の引上げや老人医療の無料化、乳幼児の無料化などにより、被保険者の受診率がたかくなったことによるものです。このため本年度において国民健康保険税の引上げを実施しなければなりません。現状をご理解されご協力をお願いします。

—健康な体を—

私達の村は、渡島管内でも1人当りの受診率、医療費が非常に高くなっています。

病気は早いうちに発見し、早いうちに治す心がけが必要です。人間は悪いところがあれば

とかく健康に無感心なものです。

村が実施する成人病検診、結核検診、母子相談、ガン検診等の健康診断などは積極的にうけふだんから健康に注意し、病気にかからないことが大切でしょう。

母子妊婦の健康相談のご利用を!!

—毎月第2火曜日、宮浜生活館—

村では、未熟児、低体重児、発育不良児を未然に防ぐため毎月第2火曜日、宮浜生活館において、助産婦及び保健所の保健婦、栄養士の協力をえて、母子、妊婦の健康相談を実施しています。

受診該当者の方の中に病院に毎月行っていると云うことで来ない人が多いのですが、保健指導や栄養指導そして各種の検査を無料で実施していますので気軽においで下さい。

▷母子相談 (毎月第2火曜日、午後1時～3時)

対象児童…生後3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月の乳幼児及び栄養指導

内 容…身長、体重測定

養指導)

- 2.尿たんぱく検査
- 3.血液型検査
- 4.梅毒血清検査

※母子妊婦相談には必ず母子健康手帳を持参下さい。

▷妊婦相談 (毎月第2火曜日、午前10時～12時)

対 象 者…母子手帳の交付を受けた方

内 容

- 1.健康相談 (保健指導及び栄

◎ 所得税の予定納税

◀ 納税は7月31日まで

7月は所得税の第一期分の納税をする月です。納税は、6月中旬に税務署から通知されます金額を7月2日から7月31日までに納めていただくことになっています。

納税の際には、預金口座から自動的に支払われる振替納税制度を利用されますと便利です。

この制度を新たに利用される場合は、税務署か金融機関の窓口でご相談ください。

税務署が通知する第一期分と第二期分（11月に納税）の予定納税額は、予定納税基準額の三分の一にあたる金額。

予定納税基準額は、前年分の所得（退職所得、山林所得、譲渡所得、雑所得などの臨時的な所得は

除く。）金額をもととして計算したものです。この場合、予定納税基準額が三万円未満となるときは、予定納税をする必要がありませんので、通知はされません。

◀ 予定納税の減額申請は

ことしになって次のような事情のため、本年分の所得（臨時的な所得を含む。）を見積もって計算した税額が、通知された予定納税基準額よりも少なくなるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

- 1、廃業、休業、転業または失業した場合。
- 2、地震、風水害、火災などの災害、盗難や横領によって財産に

損害を受けたため 雑損控除が受けられる場合。

3、多額の医療費がかかったため、医療費控除が受けられる場合。

4、新たに配偶者、扶養親族、障害者、高齢者、寡婦または勤労学生にあてはまることとなり、これらの控除が受けられる場合。

5、業況不振などのため、本年分の所得が前年の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合。

この減額申請をしようとする人は、7月16日までに「減額申請書」を税務署に提出してください。申請書の用紙は税務署にあります。

税務署では、減額申請書が提出されますとその内容を調べて、

申請を認めるかどうかを決め、その結果を書面で通知することになっています。

犬の放し飼いはやめよう

放し飼いをされている犬による被害が多いため、苦情がふえています。

このたびの第4回臨時会において「畜犬取締り及び野犬掃とう条例」の一部を改正、その取り締りを強化することになりましたので特に次の点についてご協力、ご注意をお願いいたします。

◎つないでいない犬は畜犬であってもすべて野犬として掃とう処分されます。

◎飼育する場所はいつも清潔にしておくこと。

◎不要犬や野犬を捨てる場合は役場にある不要犬ポストにすてて下さい。

国民年金任意加入のおすすめ

「夫は厚生年金、妻は国民年金」ご主人がきまった勤め先のあるところの奥さんは任意で国民年金に加入することができます。

日本人の平均寿命は男が70歳女が75歳となっております。又平均結婚年齢は男27歳女24歳となっております。そうすると女性は平均して8年以上は未亡人生活を送らなければならないこととなります。この8年間を夫の

遺族年金だけで過すか、夫の遺族年金と自分自身の年金の両方で過すかあなたはどちらを選びますか。

くわしいことを知りたい方は役場民生課国民年金係におたずね下さい。

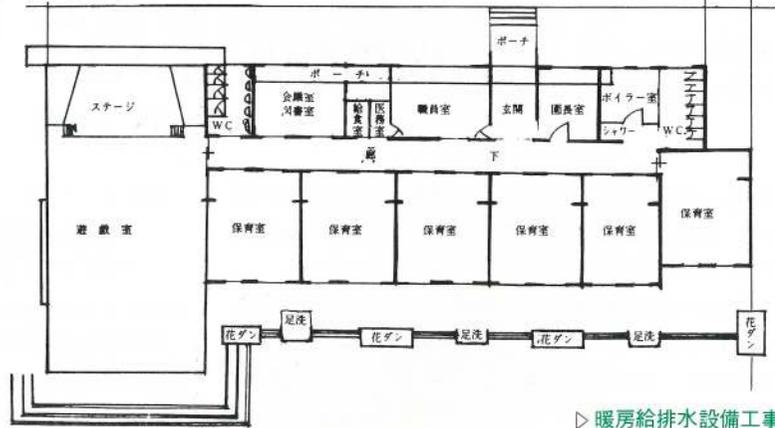
台風のシーズンです

- 気象情報に十分注意を
- 停電に備え懐中電灯、ローソク、ラジオの用意を
- 避難場所はあらかじめ知っておこう



鹿部幼稚園

3.645



鹿部幼稚園

8月より着工

鹿部幼稚園はいよいよ本ぎまりとなり、次のとおり入札決定いたしましたのでお知らせします。

▷躯体工事

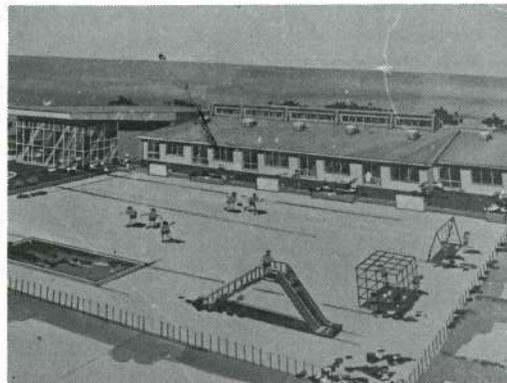
業者 鹿部村字鹿部 建設株式会社
 取締役社長 吉 武夫
 工事費 50,500,000円
 内容 床面積 835.55㎡
 遊戯室196.89㎡ 控室7.43㎡
 2室 ステージ 26.74㎡ 保
 育室 55.90㎡ 6室 職員室
 33.12㎡ 園長室 20.70㎡
 ボイラー室 13.04㎡ シャワ
 ー室2.48㎡ 医務室4.97㎡

給食室4.97㎡ 会議室 16.56
 ㎡ 図書室 16.56㎡ 廊下
 96.27㎡ その他

工期 48年8月1日～
 48年12月15日

▷電気設備工事

請負業者 札幌市振興
 電気株式会
 社北海道支
 店
 取締役支店
 長竹村幸雄
 工事費
 3,150,000円



▷暖房給排水設備工事

請負業者 函館市三好屋工作所
 代表取締役吉井与四郎
 工事費 7,300,000円

教職員住宅も

入札終る

学校教職員住宅新築工事は次のとおり入札が終了しましたのでお知らせします。

- ▷請負業者 森町 工藤建設株式会社
 代表取締役工藤浅四郎
- ▷工期 48年8月1日～
 48年11月30日
- ▷工事費 11,200,000円

善意の寄附ありがとう

ございました

夕やけ子供会（会長山上広之）と朝日子供会（会長石田正博）の両子供会より、宮浜児童館に対し時計と現金20,000円の寄附がありました。

役場の人事

(48. 7. 31付)

(退職)

高橋和子（総務部総務課）

(48. 7. 25付)

総務部総務課 佐藤日和（経済部産業課）

道夫一家 工藤恒美



村の人口(48. 7. 31現在)

人口総数	4,907	人
男	2,441	人
女	2,466	人
世帯数	1,103	世帯